

平成30年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成31年3月12日(火)午後2時20分～午後3時45分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	諸坂 佐利 委員長 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員 梶田 佳孝 委員
事務局	契約検査課、下水道整備課、中央公民館
傍聴者	なし

開会 諸坂委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、平成30年10月15日から平成30年12月17日までに入札公告が行われた案件及び平成29年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した】

委員：発注状況としては、前年度と比較して増減などはあるのか。

事務局：まだ集計の時期に来ていないため正確なデータはないが、概ね前年度並みという印象である。一方で、昨年度と比べて不調案件が非常に多くなっている。

委員長：ほかに質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた中込委員の抽出理由説明を行います。(抽出理由説明書を委員長が代読)

(1) 長寿命化対策管路改築工事その14(第34処理分区)

抽出理由：落札率99.43%の案件で、入札参加8社中辞退4社、入札書不着3社、入札1社が落札している経過を確認するため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：入札参加可能業者が42者だが、実際に参加したのは5者である。どれくらい参加を見込んで

いたのか。少ないようであれば、競争性の観点から設定条件の変更も考える必要がある。

**事務局**：結果として参加は5者ではあるが、42者参加できる条件であり、競争性の確保はできていると考える。

**委員**：今回の「その14」工事の前に「その13」工事があると思われる。地理的な近さなどはわからないが、過去の関連工事の結果を見ながら考えることも必要ではないかと思う。「その13」工事と比較してどうだったのか。

**事務局**：「その13」は、昨年2月末に公告し、6月が工期末だったため、時期としてはかなり前の案件である。参加11者、辞退3者、不着1者、失格1者、3者で抽選した案件である。土木B・Cランクは、多い時で20者、少ない時で今回のように8者程度が手を挙げてくる。入札時期がかなり異なるので、今回とは違う結果になっている。

**委員**：今回の結果がイレギュラーと考えていいのか。

**事務局**：以前からも1者しか残らない案件や、全者辞退して不調になる案件などの御報告をしていたが、先ほどの事務局の説明にもあったように今年度特に不調が多く、今回のようなケースが増えている。段々と年度末に近づくにつれて、業者側も手がいっぱいになってくる。また、国道に面した施工場所で交通量が多く、品質確保の点でも高いレベルを求められるなどの条件が重なり、参加の手を挙げても、工事の中身を見て辞退するところが多いのではないかと推察している。

**委員**：落札されて工事が進んでいるので、公共工事としては成立しているが、入札制度という切り口で見ると、入札が成立していないと言える。年度末で人手不足の時期に、施工場所の条件も厳しいとなると、業者側からしたら美味しい仕事ではない。発注者側は、美味しい仕事を出していく必要がある。業者側にうま味のある仕事にするなどの工夫が欲しい。参加者が少なくなる時期は、何かしらのオプションを付けて業者をくすぐるような制度を考えていかないと、蓋を開けてみて「結果です、仕方ないですね」ではいつまでも変わらない。漫然とルーティンをこなすのではなく、工夫を重ねていけば何かしらヒットするかもしれない。データから読み取って、次年度に向けて研究をしていく必要があるのではないか。

**委員**：これは施工内容的には難しいものなのか。

**委員**：内容的には難易度の高いものではないと考える。こういった工事の場合、計画が立てられていると思うが、どういったものなのか。

**事務局**：委員が仰るとおり、長寿命化対策の計画を立てて整備を進めている。本工事は、50年以上経過した管をテレビカメラで調査したところ、陶管に欠損（ひび割れ）が見られたため、緊急に行っている工事である。道路陥没を招いて、次の事故を引き起こす可能性があるため、急ぎよ行うことになった。

**委員**：その他にも欠損が見つかった管はあるのか。

**事務局**：道路陥没を引き起こすようなものは全部で3箇所ほど見つかったが、この工事で改築は済んだと考えている。順次、テレビカメラ調査を実施しているので、今後新たに出てくる可能性はある。

**委員**：この分野は、事故が起きて損害が発生した場合は、行政側の故意・過失関係なく、結果責任主義といって行政の方に損害賠償請求が裁判上認められるものである。通常は、故意・過失がなければ相手方に損害が発生しても、不可抗力といった形で損害賠償責任は発生しないが、国家賠償法第2条の営造物の設置管理に関する話のため、過失がなくても責任を負うことになる。

事前の調査と予防対策をどれだけ万全に行うかが大切になる。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

(2) ツインシティ大神地区枝線(汚水・雨水)築造工事その16

抽出理由：低入札価格案件を除く工事抽出対象案件のうち、最も価格が高額な案件で、8社同価入札くじ引きで落札者が決定されている経過を確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

**委員**：同価入札のため、くじ引きで落札者が決定されている。

**事務局**：土木工事の場合、見積もり単価が公表されているので、同じような積算能力があれば、だいたい同額の金額が出てしまう。本来は、交通誘導員をどれくらい配置するかも業者が考えるべきところだが、積算の参考として何人で設計しているなどの情報を与えており、こういった現象が起きてしまう。

**委員**：同様の案件と比べて落札率が高いように思うが、最低制限価格が上がっているのか。

**事務局**：最低制限価格は、予定価格の75～90%を設定範囲として、算定式に当てはめて計算しているので、案件ごとに少しずつ変動してる。

**委員**：参加者のうち、2者が予定価格と同額で入札しているが、これはミスなのか。

**事務局**：ケースバイケースなので一概に言えないが、ミスの場合や、入札したが積極的に落札の意向がない場合などが考えられる。

**委員**：これも先ほどと同じく入札制度という切り口で見ると、形骸化していると言われる可能性がある。

**事務局**：同価で並んでいるので、競争性の部分について何か手立てがないのかというお話かと思うが、土木工事の場合、単価を公表しており、業者の方でも積算能力を強化してきているので、こういった現象が起きてしまう。現行の単価を公表している形から、中身が全く分からないような形に変えてしまうのは、現実的に難しい部分がある。

**委員**：ここまで数字が明らかになってしまうと、業者間の話し合いで、「次はそちらが受注してくれ」「次はこちらが取りに行く」などができてしまうのではないか。

**事務局**：そういった現象が見えてれば、発注者として先に進めるわけにはいけないので、しかるべき処置は取っていく必要がある。

**委員**：もし話し合いがなされているのであれば、順番に受注者が変わっていくはずである。そういった現象が起きていれば、疑問を持った方が良い。

**事務局**：実際にそういったことが行われていれば、決まった業者以外は最低制限価格ぴったりで入札してこないことになる。電子入札システムで執行しているため、同価入札があった場合は電子くじを実施しているが、くじ引きがあるということは、話し合いが行われていないだろう

と考えている。

**委員**：積算能力があると入ってこられるが、そのあとはくじ引きになる。金額を先に出して、この金額で出来る人は手を挙げてください、と言っているのと変わらない。積算能力は事務的な能力なので、実際の施工内容とは異なるものである。金額を読まれては競争にならないので、以前から最低制限価格には、変動制最低制限価格や価格の事前公表などの工夫が必要だと考えていた。

**事務局**：金額の事前公表については、そういった方策を取っている自治体もあったが、金額が初めから分かると、業者自体のスキル低下を招いたり、逆に競争性が働かなくなってしまうので、事後公表とするよう国から方針が示されており、本市としてもそれに従っている。積算能力については各社で異なっており、実際に数字を当てられていないところもある。そういったところで、一段階競争性が働いていると捉えている。横並びになってしまうことへの対策は、他自治体においても同様の悩みを抱えているところがあるかと思うので、頂いた意見を参考にして、今後研究していきたい。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

### (3) 中央公民館施設管理業務

抽出理由：一般競争入札の結果が不調であり、不落随契に至った入札の経過を確認するため

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【中央公民館から業務の概要などを説明】

【契約検査課から入札、随意契約の経過などを説明】

**委員**：28年度の入札の落札率が84.3%であったため、今回抽出事案の落札率が高いことが気になり、選出した。前回の落札者である(株)ジンダイの入札額も、前回と比較べて高くなっている。

**事務局**：経緯について補足説明すると、契約検査課で各課の施設管理にあたる業務を取りまとめ、条件付き一般競争入札を行っている。その結果が資料の24ページに掲載されている。同日の午前・午後の2回の入札をもってしても落札者が出なかったため、契約検査課での一般競争入札はその時点で終了し、以降は業務担当課に事務が戻り、業務担当課で契約手続きを進めることになった。その結果が23ページである。業務担当課で入札時に最安値であった者といわゆる不落随契をしているが、不落随契の手続き上、当初入札時の仕様や予定価格の変更はできず、またその価格を提示することなく再度見積りの依頼をすることになる。そこで金額が折り合えば契約できるというのが不落随契の流れであるため、もしも市の予定価格以下に見積り価格が落とせなければ、そこで終わってしまう手続きである。

28年度の落札率が84.3%ということだが、恐らく一般競争入札で決まった率かと思う。補足説明したとおり今回は随意契約を経ての落札率のため、その点で率が上がっていると認識している。

**委員**：見方を変えると、業者に年間で140万円、3年間で420万円負担してもらったと言えるのか。

**事務局**：そのように言うこともできるが、強制したわけではなく、この価格でできるので受注したものである。

**委員**：365日毎日行われる業務なのか。

**事務局**：開館日には受付案内、休館日には警備が入るため、365日何かしらの形でこの委託業務がある。

**委員**：難しい仕事なのか。業者が変わってもすぐにできるものなのか。

**事務局**：ある程度経験というか、機械によっては癖があるので、研修期間が必要である。

**委員**：今回はそれにあたるのか。

**事務局**：(株)湘南美装は、(株)ジンダイの前に入っていた業者のため、ノウハウを持っていた。

**委員**：入札結果表に第3回入札額の欄までであるが、3回目をやることがあるのか。

**事務局**：電子入札システム上で設けられた欄である。契約検査課が執行するのは午前・午後の2回のみである。

**委員**：(株)ジンダイが1回目から2回目でだいぶ金額を落としてきている。不落随契の手続きで可能なら、1者からだけではなく複数者から見積りを取ってチャンスを与えるのも良いと思う。

**委員**：地方自治法施行令の中で、1者のみから見積りを取得するといったルールはあるのか。

**事務局**：1者のみに限定されるという記載はない。市としてのルールで、最も市の予定価格に近い業者から見積りを取る方法を行っているが、御意見を頂いたので、今後の検討としたい。

**委員**：あまりに差があると難しいが、何%以内の者に声を掛けるなどとしても良いかもしれない。

**事務局**：契約検査課で入札を執行する工事案件について、本市では不落随契をするには審査会を通さなければならないが、審査会を省略することができる範囲を予定価格と当該業者の入札価格の差が、50万円未満かつ1%以内の場合と定められている。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

### 議題3 その他

**委員長**：その他に何かありましたらお願いします。

・抽出案件一覧において、過去に審査対象とした案件を見える化することを提案した。  
次回からの実施とする。

・事務局から、次年度の入札・契約制度の変更点について説明した。そのうち、入札の不調対策について、委員から意見を伺った。

**委員**：なぜ辞退するのか、辞退の理由を業者にヒアリングをすることはできるのか。

**事務局**：入札が進行中の時点で聞くことはできないが、年に1回業界団体との意見交換の場がある。

**委員**：機会を捉えての情報収集は必要かと思う。

その他、契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

**委員長**：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

**契約検査課長**：ご意見ありがとうございました。

以上  
(午後3時45分閉会)